

医療機関ホームページガイドラインについて

2012年9月28日に医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針が厚生労働省より公表されました。

しかしながら、依然として美容医療サービスを実施している医療機関のホームページに不適切な表現が見受けられることから、改めて、医療機関ホームページガイドラインの周知徹底を図るとともにホームページの表現等の改善を行うよう厚生労働省より指導がありました。

会員の皆様方におかれましては、ガイドラインに沿った適切なホームページに改善するようご協力をお願いいたします。

医療機関ホームページガイドラインに関しては、
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kr43.html> を参照してください。